

はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧治療の健康保険適用の拡大と改善を求める請願書

【請願趣旨】

本請願は、「はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師が行う治療を健康保険で自由に受けたい」という多くの国民の声に基づき、保険適用の適正化を求めるものです。

わが国においてこれらの治療は、西洋医学の伝来以前から、命と健康を守ってきた歴史があります。

西洋医学が主流となった現在においても、これらの治療を求める国民の声は大変根強く、日本国民にとってなくてはならない伝統医療であり、西洋医学との併用治療によって、相乗的な効果を発揮し、健康の保持、増進に重要な役割を果たすことは実証済みです。

現行の保険制度には制限が多く、保険証の提示で必要な治療を受診できるようになっていません。

これは「国民が必要に応じて適切な医療を受ける権利」、すなわち「受療権」を侵害している状態だといわなければなりません。

日本国憲法第 25 条は「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされていると共に、国際人権規約でも「到達可能な最高水準の健康を享受することは、すべての人間の基本的人権の一つ」であるとして「健康権」を提唱しているのです。

これら「生存権」、「健康権」、「受療権」を保障することが、国の責務であることは明瞭です。

以下の事項を請願いたします。

【請願項目】

はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧治療を、一般医療と同様に保険証の提示で受診できるようにして下さい

氏 名	住 所	備考

請願団体 健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 TEL(03)3375-6151 FAX(03)3299-5275

(個人情報とは、「はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧治療の健康保険適用の拡大と改善を求める請願書」提出以外に使用致しません)